静岡県内の私立小学校・中学校に通学する皆さんへ

家計急変世帯への授業料支援を行っています。

○負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責め帰する ことのできない理由による離職などにより、年間収入見込額が一定水準 以下となった場合、授業料の支援を行います。

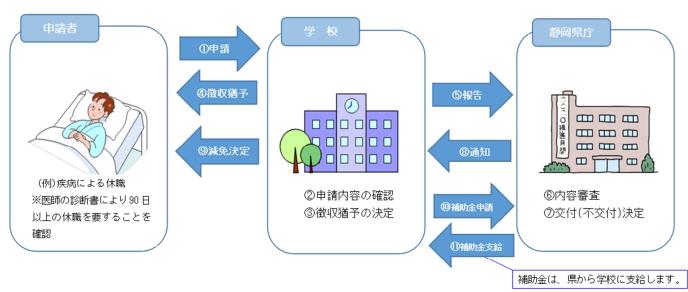
X			分	内容
坟寸	象	校	種	静岡県内の小学校、中学校
助	成	扙	象	授業料
助	,5 <u>,</u>	艾	額	上限 336,000 円/年
対 ※対	象 世 i象となる			①令和 5 年度に発生した家計急変により授業料の納付が困難となった者 【収入要件】 ・保護者等全員の住民税所得割額が 135,000 円未満であること
見	込額	間収 <i>,</i> は、3 くだ。	別紙	②入学後に発生した家計急変により低所得の状況が継続し、令和5年度において授業料の納付が困難な者【収入要件】 ・保護者等全員の住民税所得割額が135,000円未満であること【資産要件】 ・保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であること

- ◎上記は、私立小学校・中学校の児童生徒向けの制度の案内ですが、<u>高校生向けにも家計急変者について支援(高等学校等就学支援金制度(家計急変)</u>※)を行っています。
 - ※文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html
- ◎助成制度を利用する場合は、学校に申立書等を提出する必要があります。
- ◎詳しくは各私立学校の事務担当者に御確認ください。

このリーフレットに関する問合せ先 静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課 電話:054-221-2009

別紙

【申請イメージ】



【対象世帯の例】

	家計急変後の 年間収入見込額	
	子1人(小中学生)扶養控除対象者0人	400 万円未満
ひとり親	子2人(小中学生、高校生)扶養控除対象者1人	460 万円未満
又は両親のうち 一方が働いてい	子2人(小中学生、大学生)特定扶養控除対象者1人	490 万円未満
る場合	子3人(小中学生、高校生2人)扶養控除対象者2人	510 万円未満
	子3人(小中学生、高校生、大学生) 扶養控除対象者1人、特定扶養控除対象者1人	540 万円未満
	子1人(小中学生)扶養控除対象者0人	440 万円未満
	子2人(小中学生、高校生)扶養控除対象者1人	550 万円未満
両親共働きの場合	子2人(小中学生、大学生)特定扶養控除対象者1人	590 万円未満
	子3人(小中学生、高校生2人)扶養控除対象者2人	620 万円未満
	子3人(小中学生、高校生、大学生) 扶養控除対象者1人、特定扶養控除対象者1人	650 万円未満

家計急変事由の例

区分	家計急変事由	確認書類
r	負傷、疾病による 離職又は休職等	医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は② ※診断書等:家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が必要 ① 雇用保険被保険者離職票の写し、退職証明書等の離職があったことを証明する書類 ② 休職証明、休職辞令等の休職等していることを証明する書類
1	自己の責めに帰する ことのできない解雇 等による失業	雇用保険受給資格者証 離職日の記載があり、かつ、離職理由コードが下記のものに限る。 「11(1A)」、「12(1B)」、「21(2A)」、「22(2B)」、「23(2C)」、「31(3 A)」、「32(3B)」、「33(3C)」、「34(3D)」 ※雇用保険受給資格者証が発行できない特段の事情がある場合 は、雇用保険被保険者離職票(離職日及び離職理由コードの記載 があること。)及び雇用保険受給資格者証を提出できない理由を記載した事情書
ウ	負傷、疾病による 事業廃止又は休業 等	医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は② ※診断書等:家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が 必要 ① 個人事業の開業・廃業等届出書等の事業廃止に関する証明書 ② 第三者が休業中であることを証明する証明書
工	破産等	以下の①又は②のいずれかの書類 ① 受理票、受理証明書等、破産手続を行う中で、裁判所から発行された破産手続開始の申立を行っている状態であることを証明する書類 ② 受理票、受理証明書等、特別清算開始を行う中で、裁判所から発行された特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類
オ	生活保護 (生業扶助)	生活保護受給証明書等、生徒自身が <u>生業扶助の支援を受けている</u> ことがわかる書類
カ	その他(上記ア〜オ に該当しない事由)	家計急変したことが分かる証明書類(申請前に学校又は県へ御連絡ください。)